

第5次美浜町行財政改革大綱

＜令和3年度～令和7年度＞

行革宣言

- 一、 私たちは、感動と苦労を共に分かち合う『元気な行政』を目指します
- 一、 私たちは、親切でわかりやすい『やさしい行政』を目指します
- 一、 私たちは、透明で信頼される『明るい行政』を目指します

令和3年4月

美浜町

1. はじめに

人口減少や少子高齢化の進展等をはじめとする社会情勢の変化、高度化する町民ニーズや多様化する地域課題への対応等、本町を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

本町では、このような厳しい環境変化に対応し、より迅速で適切な行財政運営を行うため、昭和61年に第1次行政改革大綱、平成8年に第2次行政改革大綱、平成18年に第3次行財政改革大綱、平成23年に第3次の大綱を5ヶ年延長した第3次行財政改革大綱（後期）、そして平成28年に第4次行財政改革大綱を策定し、行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、近年の働き方改革やSDGsの更なる推進、Society5.0といった新たな社会の到来、新型コロナウイルスによる新しい生活様式への対応等、社会経済情勢は日々大きく変化しており、多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し続けることが求められています。

そのためには、町民ニーズを的確に捉えながら、限られた行財政資源（人・物・金・情報）を最大限に活用し、さまざまな手法を用いた業務の見直し、業務の効率化を図る等、時代に即した行財政運営が必要となります。また、職員一人ひとりが常に新たな視点や発想、行政を経営する意識を持ちながら業務を進めるとともに、町民と行政が同じ目的に向かい相互に協力・連携し、協働のまちづくりを推進していくことが重要となっています。

本町では、町の最上位計画である第五次美浜町総合振興計画の基本理念及び将来像である「みんなで ^{つく}創り ^{つな}絆 ^{つど}集う ^{うま}美し美浜」の実現に向け、第5次美浜町行財政改革大綱を策定し、将来にわたる持続可能なまちづくりの実現に向け取り組んでいきます。

※1 SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。

※2 Society5.0：第5期科学技術基本計画（文部科学省）で提唱されたもの。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会、（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を指す。

2. 第4次行財政改革大綱の検証

平成28年度から令和2年度までの5ヶ年間で取り組んできた第4次美浜町行財政改革大綱では、「将来を担う人材の育成」「持続可能な行財政の運営」「健全な行政組織の運営」「情報セキュリティの強化」の4つを行財政改革の取り組み施策として掲げ、各施策に基づく各課の具体的な推進項目を設定して取り組みを進めてきました。

その結果、コンビニ収納システムの導入や再編後の小学校3校区全てに放課後児童クラブを設置する等、住民サービスの向上を図ったほか、公共施設等総合管理計画の策定により、公共施設の統廃合による維持管理費の縮減や指定管理者制度の活用等、今後の公共施設の適正な運営指針を整備することができました。

その他各課で設定した具体的な推進項目についても一定の成果を上げることができましたが、一方で行財政改革を推進する上で重要となる「職員の行財政改革に対する意識」や「業務の肥大化」等が大きな課題となっています。令和2年7月に実施した「行財政改革に関する職員アンケート」では、「事務事業の見直し」「事務の効率化」「職員の意識改革」等を今後重点的に実施すべきであると考えている職員が多く、将来にわたる持続可能なまちづくりの実現には、これらの行財政改革を重点的に進めていく必要があります。

3. 基本目標

職員一人ひとりが常に行財政改革の意識を持ち、業務の見直し、業務の効率化を図ることにより、限られた行財政資源で町民ニーズに即した最適な行政サービスを提供するとともに、職員が最大限能力を発揮できる組織づくりや町民と行政が相互に協力・連携し、協働でまちづくりを進めることにより、将来にわたる安定した行財政運営を目指すこととし、本大綱の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標：質の高い行政サービスの提供と持続可能なまちづくり

4. 大綱の位置づけ

本大綱は、町の最上位計画である「第五次美浜町総合振興計画」を着実に推進するための原動力として位置付けることとします。

5. 基本方針と推進項目

本大綱の基本方針は、第4次美浜町行財政改革大綱の取り組み施策を継承しながら、Society 5.0といった新たな社会環境や行政のデジタル化等の新たな課題に対応するため、行政の構成要素である「人」と「制度・体制」の改革、それを支える「財政」や「情報システム」の改革として、次に掲げる4つの施策を基本方針として位置づけ、各基本方針に基づく推進項目に具体的な目標を設定して実行していきます。

- (1) 将来を担う人財の育成（人の改革）
- (2) 持続可能な行財政の運営（財政の改革）
- (3) 健全な行政組織の運営（制度・体制の改革）
- (4) 情報化の推進（情報システムの改革）

大綱の体系

基本方針		推進項目	
1	将来を担う人財の育成 （人の改革）	①	職員の意識改革★
		②	職員の資質向上
		③	職員のワーク・ライフ・バランスの実現
2	持続可能な行財政の運営 （財政の改革）	①	事務事業の見直し★
		②	自主財源の確保
		③	財政の健全化
		④	公共施設マネジメントの取り組み
		⑤	補助金の見直し
3	健全な行政組織の運営 （制度・体制の改革）	①	職員の適正配置
		②	職員の定員管理の適正化
		③	組織機構の見直し
		④	住民と行政の役割分担の適正化、協働の推進★
		⑤	公民連携の推進
4	情報化の推進 （情報システムの改革）	①	事務の効率化★
		②	住民サービスの向上
		③	国・県・市町村との事務連携の推進

※★は令和3年度の重点推進項目

（１）将来を担う人財の育成（人の改革）

①職員の意識改革（★重点推進項目）

職員一人ひとりが行財政改革の必要性を十分に認識し、過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する意識、コスト意識等を持って業務に取り組み、住民の視点に立った行政事務を行うことができる職員の意識改革を推進します。

②職員の資質向上

「美浜町人財育成基本方針」に基づき、OJT^{※3}による習慣的な育成指導の浸透・定着や計画的かつ継続的な職員研修の充実等、組織全体で人財育成に取り組む体制を構築し、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応できる職員の育成に努めます。

③職員のワーク・ライフ・バランスの実現

有給休暇の取得促進や時間外労働の縮減、ストレスチェック等の心身の健康保持等、働き方と職場環境の改善に取り組むことにより、職員のワーク・ライフ・バランス^{※4}を実現し、職員一人ひとりがモチベーションを高く持ち、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに取り組みます。

（２）持続可能な行財政の運営（財政の改革）

①事務事業の見直し（★重点推進項目）

限られた財源の中で、多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、前例踏襲の業務遂行にとらわれず、BPR^{※5}の手法等を活用した業務プロセスの見直しを図るとともに、PDCAサイクル^{※6}の着実な実行による事務事業評価に職員が主体的に取り組む、事務事業の検証と見直しを定期的に行うことにより、スクラップアンドビルド^{※7}を徹底して事務事業の選択と集中を図ります。

※3 OJT：On the Job Training の略称。実際の仕事を通じて、必要な知識、技術、価値観等を学ぶ教育訓練。

※4 ワーク・ライフ・バランス：仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

※5 BPR：Business Process Re-engineering の略称。組織の目標を達成するために、既存の業務内容や業務フロー、組織構造やルールを見直し、再設計すること。

※6 PDCA サイクル：行政施策について（Plan=計画、Do=実行、Check=評価、Action=見直し）までを一環して行い、さらにそれを次の計画に生かしていく手法。

※7 スクラップアンドビルド：組織や予算の膨張抑制の方法の一つ。組織や事業の新設に当たっては、同等の組織や事業の廃止を条件とすること。

②自主財源の確保

税負担の公平性・公正性の観点から、課税客体の的確な把握と適正な課税に努めるとともに、納税者の利便性向上や滞納対策の強化に取り組み、着実な収納率の向上を図ります。また、ホームページや広報紙での広告収入、ふるさと納税やクラウドファンディング^{※8}を活用した財源の確保に取り組みます。

③財政の健全化

国の経済予測等により中期的な財政収支見通しを試算し、予算編成等に活用する等、計画的な財政運営に努めるとともに、健全財政推進に向けた財政指標等による目標設定を行い、進捗管理を行います。また、財政の効率化・適正化を図ることを目的に導入した地方公会計制度^{※9}により、新たな視点からの財務分析を行い、使用料等の見直しや公共施設の老朽化に対応していくための行財政マネジメントに活用します。

④公共施設マネジメントの取り組み

将来にわたり持続可能な行政サービスを維持するため、全庁的なファシリティ・マネジメント^{※10}に取り組み、公共施設総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づく公共施設の長寿命化及びインフラ施設の更新や修繕等を計画的に行うとともに、必要に応じて量と質の見直しによる公共施設の集約化と縮減を図ります。また、受益者負担の適正化の観点から、使用料の検証と見直しを定期的に行います。更に、遊休施設や未利用町有地等の公有財産については、有効利用を図り、目的を終えた施設については、貸付や売却を積極的に推進していきます。

⑤補助金の見直し

対象事業の実績からその効果を検証し、目的の達成度に応じて見直しを行うとともに「サンセット方式」^{※11}の徹底を図ります。

※8 クラウドファンディング：不特定多数の者からインターネットを通じて資金を調達すること。

※9 地方公会計制度：単式簿記・現金主義に基づく自治体の会計に、複式簿記・発生主義という民間の企業会計の考え方を取り入れることにより、財務情報を分かりやすく提供し、従来の官庁会計の決算資料を補完するもの。

※10 ファシリティ・マネジメント：企業・自治体等が保有する施設を一元的に企画・管理・活用することによって、施設の統廃合・余剰施設の利活用、建物の長寿命化等を図り、新しいニーズ等に適切に対応することを主目的とした新しい管理方式。

※11 サンセット方式：補助金に一定期間の終期を設定し、期限を過ぎたものは廃止する方式。

(3) 健全な行政組織の運営（制度・体制の改革）

①職員の適正配置

職員個々の能力や実績等を把握し、各職員の能力が十分に発揮できる適材適所の人員配置を行うため、人事評価制度を活用した職員の適正配置に取り組みます。

②職員の定員管理の適正化

定員適正化計画に基づき、進めてきた職員定数の適正化について、増加・複雑化する行政需要に対応するため、必要な人材及び職員数の確保等、業務量に見合った定員管理の適正化に努めます。

③組織機構の見直し

多様化する住民ニーズや社会情勢の変化等、新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応できるよう、横断的で機動性に富んだ組織機構の編成に取り組みます。また、簡素で効率的、機能的な組織体制を構築するため、関連業務、重複業務の整理・集約を行い、組織の最適化を図ります。更に、役職者構成が業務内容や課題、職務・職責に応じた最適なものとなるよう職制の見直しを行い、最適な組織運営に取り組みます。

④住民と行政の役割分担の適正化、協働の推進（★重点推進項目）

町政情報の共有化・透明化を図るため、積極的な情報提供、情報発信に努めるとともに、行政だけが公共サービスを担うのではなく、住民と行政が対等な立場で役割分担をしながら公共サービスを創出することを促進するため、役割分担の適正化を図り、住民と行政が協働で地域の課題を解決していく仕組みづくりを推進します。

⑤公民連携の推進

指定管理者制度やPFI^{※12}の導入等、民間のノウハウ等を活用することにより、良質な公共サービスの実現が見込まれる分野において、公民の連携を推進していきます。

※12 PFI：Private Finance Initiative の略称。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。

(4) 情報化の推進（情報システムの改革）

①事務の効率化（★重点推進項目）

事務手順の見直し等に加え、新たに^{※13}AIや^{※14}RPA等のさまざまな^{※15}ICTの活用、^{※16}DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により事務効率化を図ります。また、さまざまなデータの利活用により^{※17}EBPMを推進し、効率的かつ効果的な政策運営を目指します。

②住民サービスの向上

AI等のICTの効果的な活用や、行政手続のオンライン化の推進等により、多様化する住民ニーズに対応した、より便利で利用しやすい住民サービスの向上に取り組みます。

③国・県・市町村との事務連携の推進

国や県が進める行政のデジタル化、広域的な事務事業の共同アウトソーシング等を推進し、効率的で柔軟な行政運営を確保します。

※13 AI：Artificial Intelligence の略称。人間が持っている認識や推論等、知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現する技術。人工知能。

※14 RPA：Robotic Process Automation の略称。データ入力等の定型的な作業を自動で実行するソフトウェア。

※15 ICT：Information and Communication Technology の略称。コンピューターや情報通信ネットワーク等の情報通信技術。

※16 DX：Digital Transformation の略称。デジタル技術を利用した変革のこと。業務プロセスでのICT利用にとどまらず、ビッグデータやAI等の革新的デジタル技術により生じる社会経済の変化をとらえ、組織の戦略や編成の在り方を抜本的に見直すこと。

※17 Evidence-based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略称。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づき行うこと。

6. 大綱の実施期間

本大綱の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
ただし、第五次美浜町総合振興計画の改訂、社会経済状況の変化、行財政改革の進捗状況等により、必要に応じ見直しを図りながら進めていきます。

7. 大綱の推進体制

本大綱を計画的に推進していくため、職員一人ひとりが意識を持ち取り組むとともに、行財政改革推進委員会、政策調整会議、政策調査研究委員会の組織を活用し、それぞれの役割に応じた取り組みを継続的に行い、着実に実行していきます。

(1) 行財政改革推進委員会（推進母体）

（体 制）会 長：副町長

副会長：教育長、総務課長

委 員：各課長、議会事務局長、会計管理者、
子ども・子育てサポートセンター所長

（役 割）行財政改革に係る重要事項に係る協議及び方針の決定

(2) 政策調整会議（専門部会）

（体 制）各課の参事又は課長補佐級職員

（役 割）行財政改革の推進、政策の調整、情報共有、政策調査研究委員会との連携

(3) 政策調査研究委員会（作業部会）

（体 制）各課の主査級職員

（役 割）行政課題の発見と解決能力の育成

(4) 各担当課（行財政改革実施組織）

（役 割）行財政改革の推進

8. 大綱の進捗管理

年度当初に各課で推進項目に基づき具体的な目標（年次テーマ）を設定し、半期ごとに進捗確認及び評価を行います。また、上期分の進捗確認及び評価による現状を踏まえ、下期に向けて目標値を改めて設定・修正する等、目標年度内に達成できるように推進管理を行う。